

難病更新は、毎年6～9月 ページ1

対象者	難病の受給者証が、 令和8年9月30日 で、 有効期限切れ のひと 令和8年10月1日以降も、受給者証を使いたいひと
受付場所	津島保健所（津島、愛西、弥富、あま、大治、蟹江、飛島に、住民票がある場合）
受付期間	令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）、土日祝日除く なお、6月第1週は、窓口が混みあうことが予想されます。 また、7月末までに申請すると、9月末までに交付される可能性が高くなります。 交付が10月以降になると、一時的に医療費立て替えが必要となる場合あり。
受付時間	9時00分～11時30分、13時00分～17時00分
必要書類	下記①～⑧を、保健所へ持ってきてください。

【必要書類】

A——全員必要、医師が作成するもの、1つ

① **難病更新用の診断書（臨床調査個人票）**

B——全員必要、市町村役場にて取得するもの、2つ

② **世帯全員の住民票（いちばん下に「世帯全員」との記載がないものは不可）**

③ **令和8年度の課税証明（令和7年度不可、家族分も必要な場合あり→ページ2参照）**

C——全員必要、患者さんや家族が持っているもの、3つ

④ **保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（家族分も必要な場合あり→ページ3参照）**

⑤ **黄色の冊子、直近2冊分（自己負担上限額管理票）**

⑥ **難病の受給者証（黄色の冊子とともに病院に見せる、ねずみ色の紙）**

D——該当する方のみ必要、2つ

⑦ **その他収入を確認する書類**

⑧ **ご家族の難病受給者証、ご家族の小児慢性受給者証**

①～⑧の詳細は、
ページ2～4を必ずご一読ください。
来年の更新まで、この案内を、
なくさぬよう願います。



津島保健所、**必要書類 web 診断**のページ

<https://www.pref.aichi.jp/tsushima-hc/nanbyoform00.html>

右のQRコードを読み込むか、または、
パソコンやスマホで、「津島保健所 必要書類 診断」で検索

津島保健所 必要書類 診断

検索



いくつかの質問に答えていくと、各人にとって必要な書類だけが、
わかりやすく表示されます。

難病更新は、毎年6～9月 ページ2

A——全員必要、医師が作成するもの、1つ

① 難病更新用の診断書

医療機関にて**口頭で、「難病更新用の診断書を書いてほしい」**と伝えてください。
医師が作成した日から、3か月間有効。
正式名称は、臨床調査個人票。
医療機関からの要望が少なかったため、「作成依頼票」という青い紙は、
昨年度に引き続き配布していません。

B——全員必要、市町村役場にて取得するもの、2つ

② 「世帯全員」の住民票

いちばん下に**「世帯全員」との記載がないものは不可。**
発行日から3か月間のみ有効。
続柄必要。マイナンバー不要。

③ 令和8年度の課税証明

令和8年度のもの、令和8年6月以降、市町村役場にて取得可能。
「市町村民税」の課税証明が必要。
非課税であれば非課税証明、生活保護受給中であれば生活保護受給証明が必要。
令和7年度（令和6年分）は不可。
納税証明書・源泉徴収票・確定申告書は不可。
保険証の種類に応じて、家族分の「課税証明」も必要な場合あり。



患者本人の保険証の種類	だれの課税証明が必要か
市町村の国民健康保険 国民健康保険組合（医師国保や建設国保など）	同じ国保に加入している家族全員分必要 （中学生以下は省略可）
後期高齢の保険証	同じく後期高齢の家族全員分必要 令和7年10月1日までに誕生日を迎え、 次の誕生日で75歳となる家族の分も必要
社保または共済で、患者本人が家族の扶養に入っている場合	扶養している人のものが必要 ただし、扶養している人が非課税の場合、 加えて患者本人の課税証明も必要。
社保または共済で、患者本人が家族の扶養に入っていない場合	患者本人のものだけが必要

【課税証明を代用できるもの】

- ア、令和7年度給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）
- イ、令和7年度市町村民税・県民税納税通知書

ただし、発行者が名古屋市始め政令指定都市の場合、アまたはイでの代用不可なので、課税証明を必ずご用意ください。

C——全員必要、患者さんや家族が持っているもの、3つ

④ 資格確認書または資格情報のお知らせ

ページ5と6に、見本画像があります。
従来のカード型保険証に替わるものです。
市町村国保や後期高齢ならば市町村役場へ、社保ならば健保組合へ、
「確認書またはお知らせ」の発行について、お問合せください。
原本の持参が困難な場合、コピーでも可。
マイナポータルの画面を、保健所にて提示でも可。

保険証の種類に応じて、家族分の「確認書またはお知らせ」が必要な場合あり。

患者本人の保険証の種類	だれのものが必要か
市町村国保または 国民健康保険組合（医師国保や建設 国保など）	同じ国保に加入している家族全員分必要
後期高齢の保険証	同じく後期高齢の家族全員分必要
社保または共済で、患者本人が家族 の扶養に入っている場合	扶養している人のものと、 患者本人のものが必要
社保または共済で、患者本人が家族 の扶養に入っていない場合	患者本人のものだけが必要



⑤ 黄色の冊子、直近2冊分

1年前までの医療費が記載されたものが必要。

1年分確認できない場合、却下になる場合や、負担上限額が上がる場合あり。

最新の冊子と、1つ前の冊子の、**直近2冊**があると、1年前まで概ね満たせます。
黄色の冊子に書かれていない難病の医療費は、領収書で代用可。
正式名称は、自己負担上限額管理票。

⑥ 難病の受給者証

今回同封した、ねずみ色A4の紙のこと。
有効期限が、令和8年9月30日であるもの。
折りたたんで、⑤黄色の冊子に挟んでいるひが多い。
黄色の冊子とともに、病院に見せる紙。

難病更新は、毎年 6～9 月 ページ4

D——該当する方のみ必要、2つ

⑦ その他収入を確認する書類

下記ア～カのうち、患者本人が受給しているものがある場合、その年額が分かる通知はがき、または金額が分かる通帳が必要。

ア、障害年金、遺族年金、寡婦年金

イ、労災障害補償給付

ウ、特別児童扶養手当

エ、障害児福祉手当

オ、特別障害者手当

カ、国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による経過的福祉手当

⑧ ご家族の受給者証

ご家族が、難病や小児慢性の受給者証をお持ちの場合、該当する各受給者証が必要。

月々の自己負担上限額（外来＋入院＋薬代）

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	非課税	本人年収が、80.9万円以内	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		80.9万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	課税	市町村民税の所得割が、0円以上7.1万円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ		7.1万円以上25.1万円未満	20,000	10,000	
上位所得		25.1万円以上	30,000	20,000	
入院時食事療養費			全額自己負担		

高額かつ長期とは、難病に係る医療費総額が、50,000円を超える月が、年間6回以上ある方。

医療費総額とは、保険適用前の10割の額。

認定対象は、難病の支給認定を受けた日以降の医療費。

更新手続きについては、毎年6月～9月に行うようお願いします。

今回は、更新後の受給者証に同封する形で、更新案内を送付しましたが、更新案内の送付時期は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

【問合せ先】

- ・津島愛西弥富あま大治蟹江飛島に住民票があるひと
→ 津島保健所 電話 0567-26-4137
- ・上記以外に住民票があるひと
→ 愛知県庁健康対策課 電話 052-954-6270

難病更新は、毎年 6～9 月 ページ5

資格確認書の見本

市町村国保の場合

愛知県保険 資格確認書	有効期限	令和8年7月31日
氏名	番号	***** (枝番)**
氏名	一宮 太郎	
生年月日	昭和**年**月**日	性別 男
適用開始年月日	平成**年**月**日	見本
交付年月日	令和**年**月**日	
世帯主氏名	一宮 太郎	印
住所	一宮市本町2丁目5番6号	
保険者番号	230045	
交付者名	一宮市	

後期高齢者医療の場合

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	令和8年7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	性別 男	
氏名	広域 太郎	見本	
生年月日	昭和20年 4月 1日		
資格取得日	令和 6年12月 2日	交付日	令和 6年12月 2日
負担割合・発効期日	1割	令和 6年12月 2日	
限度区分・発効期日	一般I	令和 6年12月 2日	
長期入院該当日		令和 6年12月 2日	
特定疾病区分・発効期日			
保険者番号	3 9 2 3 4 0 0 0	印	
保険者名	愛知県後期高齢者医療広域連合		

